

別記様式

隨 意 契 約 結 果 書

件名及び数量	平成17年度名護東道路1号トンネル事業損失調査研究業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局 北部国道事務所長 高良保英 (名護市大北4丁目28番34号)
契約締結日	平成17年 8月16日
契約の相手方の氏名及び住所	(財)公共用地補償機構 沖縄県那覇市おもろまち二丁目6番36号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	16,768,000円
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	16,902,700円
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

随意契約理由書

1. 業務名： 平成17年度名護東道路1号トンネル事業損失調査研究業務

2. 履行場所： 沖縄総合事務局北部国道事務所

3. 契約の相手方
名称：財団法人 公共用地補償機構 沖縄事務所
住所：沖縄県那覇市おもろまち二丁目6番36号

4. 隨意契約適用法令 会計法第29条の3第4項

予決令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、一般国道58号改築工事（名護東道路）の1号トンネル掘削工事の施工に伴い発生した突発湧水に関連して、事業損失（水枯渇）が予見されることから、水枯渇等と工事の因果関係の判定及び補償要領等の調査研究業務を行うものである。

(2) 理由

本業務の遂行にあたっては、その業務の特殊性（用水利用者及び補償対象者の特定、因果関係の判定、隣接する他の公共工事との関係、受認限度の判断、応急措置の必要性及び内容、機能回復の方法と費用負担方法及び算定方法等）に鑑み、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」や「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領」、その他関連する法令等を熟知し、補償の対応策等に関し豊富な知識と経験が必要不可欠である。

財団法人公共用地補償機構は、公共用地の取得に関する損失補償基準や生活再建対策等の諸制度及び個別具体的な案件の調査・研究・算定、用地取得業務への協力等を行うことにより、公共事業の推進に寄与すること等を目的として、建設大臣の許可を受けて設立された財団法人である。

同財団は、損失補償基準等の制度に関する調査・研究並びに損失補償等に関する調査算定及び精度管理を行っている唯一の財団法人であり、用地補償に関する調査研究の専門機関として学識経験者、専門家や行政経験者等を擁し、損失補償、事業損失、生活再建等の用地取得に係る制度を検討する調査・研究分析と共に、具体的な事業に係る補償措置等の運用基準や指針等の作成、特異な補償の実施にあたっての理論構成等についても行っており、当該業務に関して豊富な実績のある上記法人が今回の業務を実施できる唯一の者であると判断される。

よって、財団法人公共用地補償機構と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うものである。